玉島テレビ放送株式会社　インターネット接続サービス契約約款

第 1 章　総則

（約款の適用）

第 1 条　当社は、有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法(昭和 47 年法律第 114 号)第 2 条第 2 項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路（有線電機通信法（昭和 28 年法律第 96 号）第 2 条第 2 項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く）と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。)、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）第 31 条第 1 項の規定に基づき総務大臣に届け出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則（昭和 60 年総務省令第 25 号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 21 条の 2 に規定する事項及び事業法施行規則第 19 条の 2 各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

（約款の変更）

第 2 条　当社は、事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき総務大臣の認可を受けて、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第 3 条　この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用　　語	用　語　の　意　味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること。その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
インターネット接続サービス	インターネット接続サービス主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
インターネット接続サービス取扱所	1 インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 2 当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と契約を締結している者
契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	第一種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
技術基準	端末設備等規則（昭和 60 年総務省令第 31 号）で定める技術基準
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税（昭和 25 年法律第 226 号）法及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章　契約

（インターネット接続サービスの品目等）

第 4 条　契約には、料金表に規定する品目等があります

(契約の単位及び成立)

第 5 条　契約の単位及び成立については、玉島テレビ放送株式会社施設利用加入契約約款に基づく契約（以下「加入約款」といいます）を要件とします。

（最低利用期間）
第 6 条　インターネット接続サービスにおける最低利用期間は、工事完了月を 1 カ月目とし、それから 24 カ月間とします。
2. 契約者は、前項の最低利用期間に契約の解除があった場合は、当社が定める期日までに、別途当社が定める違約金、工事費残債を支払って頂きます。
（契約者回線の終端）
第 7 条　当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。
2. 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
（インターネット接続サービスの品目等の変更）
第 10 条　契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの品目等の変更の請求をすることができます。但し、変更にかかる費用は料金表の定めによるところとします。
（契約者回線の移転）
第 11 条　契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。
2. 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。
3. 第 1 項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した業者が行います。
（インターネット接続サービスの利用の休止と再開）
第 12 条　当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の休止（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします）を行います。休止の期間は申し出のあった日より最長 1 年間とし、それを経過した場合は解約となります。
2. 契約者は、契約を再開しようとするときは、あらかじめそのことを当社所定の書面により通知していただきます。但し、再開には別途当社が定める再開料を支払っていただきます。
（譲渡の禁止）
第 14 条　契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを利用する場合、そのサービスの譲渡をすることはできません。

第 3 章　付加機能
（付加機能の提供等）
第 17 条　当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第 4 章　回線相互接続
（回線相互接続の請求）
第 18 条　契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。
2. 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係わる電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。
（回線相互接続の変更・廃止）
第 19 条　契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。
2. 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第 5 章　サービスの提供中止及び利用停止
（サービスの提供中止）
第 20 条　当社は、次の場合、インターネット接続サービスの提供を中止することがあります。
一　当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
二　第 22 条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの提供を中止するとき
2. 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表の定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。
3. 前 2 項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りではありません。
（利用停止）

第 21 条　当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6 ヶ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金とその他の債務（この約款により支払を要することになったものに限ります。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのインターネット接続サービスの利用を停止することがあります。

一　料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日を超過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)。

二　契約の申し込みに当たって、当社所定の書面に事実に反する記載を行ったこと等が判明したとき。

三　第 37 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

四　事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

五　事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との設備を廃止しないとき。

六　前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与える又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2. 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第 6 章　利用の制限

（利用の制限）

第 22 条　当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則に定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。

2. 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

3. インターネット接続サービスの利用者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することがあります。

4. 当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」）に関して、当社設備で必要な範囲において通信（アクセス先 IP アドレス又は URL）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行うため、当該通信の制限をすることがあります。

5. 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ（以下「C&C サーバ等」）へのアクセスに係る通信に関して、当社設備で必要な範囲において通信（宛先 FQDN）を検知し、当社が指定する C&C サーバ等リスト作成管理団体から提供される C&C サーバ等リストに基づき、契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&C サーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることがあります。

6. 第 4 項及び第 5 項の規定により、契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

7. 当社は、当社の電気通信設備（これに付属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置を取ることがあります。

（利用制限の解除等）

第 23 条　契約者は書面等による請求により、前条（利用の制限）第 4 項及び第 5 項による、当該制限（検知及び一時停止等又は遮断）の措置を解除することができるものとします。

（児童ポルノ画像のブロッキング）

第 24 条　当社は、インターネット上の 児童ポルノ流通による児童の被害権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童 ポルノアドレスリト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で当該画像および映像を閲覧

できない状況に置くことがあります。

2. 当社は、前項の措置に伴い必要な限度で当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3. 当社は、前二項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第 7 章　料金等

第 1 節　料金

（料金の摘要）

第 25 条　当社が提供するインターネット接続サービスの料金は加入金、利用料、端末接続装置使用料、付加機能使用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表（料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第十九条の二各号に掲げる料金をいう。以下同じとします。）に定めるところによります。

2. 料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第 2 節　料金の支払義務

（利用料等の支払義務）

第 26 条　契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日の属する月の翌月 1 日（付加機能又は端末接続装置の提供については、その提供を開始した日の属する月の翌月 1 日）から起算して、契約の解除があった日の属する月の月末（付加機能又は端末接続装置の廃止については、その廃止があった日の属する月の月末）までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月である場合は一月間とします。）について、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料又は使用料（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2. 前項の期間において、利用の一時中断等によりインターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料の支払は、次の表に揚げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区　　別	支払を要しない料金
1　契約者の責めによらない理由により、インターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合をふくみます）生じた場合（次号に該当する場合を除きます）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます）
2　移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できない期間が生じたとき。	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等。

3. 当社は、支払を要しないこととされた利用料金等が既に支払われているときは、その料金を返還します

（手続及び工事に関する料金の支払義務）

第 28 条　契約者は、約款に規定する手続及び工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続及び工事に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取り消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

2. 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。

第 8 章　保守

（当社の維持責任）

第 32 条　当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年総務省令第 30 号）に適合するよう維持します。

（契約者の維持責任）

第 33 条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するよう維持していただきます。

（設備の修理又は復旧）

第 34 条　当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

（契約者の切り分け責任）

第 35 条　契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社又は当社が指定する者により、当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3. 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

第 9 章　損害賠償

（責任の制限）

第 36 条　当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設
備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以
下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連
続したときに限り、その契約者の損害を後 2 項の定めにより賠償します。

2. 当社は、インターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24 時間の倍数である部分に限ります。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料の料金額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

（免責）

第 37 条　当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責も負いません。

2. 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3. 当社は、この約款などの変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第 10 章　雑則

（承諾の限界）

第 38 条　当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第 39 条　当社は、インターネット接続サービス提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関

係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。

2. 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとします。
3. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4. 契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他の通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5. 契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付属部品等を取り付けないこととします。
6. 契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7. 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（禁止事項）

第40条　契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行なわないものとします。

一　当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
二　他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
三　他者を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
四　詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれの高い行為
五　わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書等を送信又は表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
六　無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
七　当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、または消去する行為
八　他者になりすまして本サービスを利用する行為
九　ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
十　無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、または社会通念上他者に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのあるメールを送信する行為
十一　他者の設備等またはインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為
十二　違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
十三　違法行為（けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
十四　人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
十五　人を自殺に誘引または勧誘する行為
十六　その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する目的でリンクをはる行為
十七　その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると当社が判断した行為

（ＩＤ及びパスワードの管理責任）

第41条　契約者は、自己のＩＤ（当社が付与するログイン名、メールアカウント名。以下同じとします。）およびこれに対応するパスワードの使用および管理について全ての責任を負うものとします。

2. 契約者は、自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の指示に従うものとします。
3. 契約者は、第一項に規定する責任を怠り、第三者が契約者のＩＤおよびこれに対応するパスワードを使用し、インターネット接続サービスを利用した場合、当該第三者のインターネット接続サービスの利用に対して全ての責任を負うものとします。

（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

第42条　契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その契約者は、当社が相互接続利用契約により生じることとなる債務を譲り受けたものとして、この約款に基づ

き料金を請求することを承認していただきます。

2. 契約の解除があった場合は、その解除があった時に、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

（営業区域）

第 44 条　営業区域は、当社別に定めるところによります。

（関連法令の遵守）

第 45 条　当社は、この約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

（定めなき事項）

第 46 条　この約款に定めなき事項が生じた場合は、「玉島テレビ放送株式会社施設利用加入契約約款」に従うものとします。また「玉島テレビ放送株式会社施設利用加入契約約款」にも定めなき事項については、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

（付則）

本契約約款は、平成 19 年 7 月 1 日より施行します。

改正　平成 22 年 4 月 1 日より施行します。

改正　平成 27 年 10 月 1 日より施行します。

改正　平成 28 年 2 月 1 日より施行します。

改正　令和 1 年 10 月 1 日より施行します。

改正　令和 4 年 7 月 1 日より施行します。

改正　令和 7 年 4 月 1 日より施行します。